

第3部 戦略プラン

- 1 戦略プラン策定方針
 - 2 戦略プランの構成と期間
 - 3 進捗管理及び評価
 - 4 市民意識調査等の実施
 - 5 目指すまちの姿と4つのテーマ
- ① 「ひとづくり」戦略プラン
 - ② 「暮らしづくり」戦略プラン
 - ③ 「都市づくり」戦略プラン
 - ④ 「仕事づくり」戦略プラン

1 戦略プラン策定方針

(1) 策定の趣旨・方針

近年、少子高齢化の進展による人口減少を始め、地球温暖化の進行や自然災害の激甚化、物価高騰、外国人住民の増加など、市民の日常生活に関わる環境や社会経済情勢が大きく変化している中で、現在の課題を的確に捉えて取り組む「戦略的なまちづくり」が求められています。

本市はこれまで、長期ビジョンで示した将来都市像「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち) 坂東」の達成に向けて、令和4年4月から令和8年3月までを計画期間として、「第2期戦略プラン」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、第2期戦略プランの期間終了をうけ、これまでの取組内容に関する評価と改善を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「第3期戦略プラン」を策定します。

第3期戦略プランの策定にあたっては、第2期戦略プランで位置付けられた政策の連続性・一貫性を踏襲しつつ、今後新たにに取り組むべき重点施策を精査・追加することで、よりバージョンアップした取組を目指します。

(2) 第2期戦略プランからの変更点

▶ 計画の中に「坂東市土地利用基本計画」を盛り込みます。

ばんどう未来ビジョン土地利用構想の中に、坂東市土地利用基本計画を盛り込みました。

本市は、首都圏中央連絡自動車道の開通により広域的な道路交通環境が飛躍的に向上した反面、首都圏50km圏のまちとしては地価が安価であり、特に市街化調整区域においては環境の悪化や今後のまちづくりに影響のある土地利用が懸念されています。

このような状況のなか、都市化と地域環境保全の調和を図るため、本計画において、「坂東市土地利用基本計画」を盛り込むことにより、土地利用の基本方針を示すものです。

(3) 第3期戦略プランの特色

▶ 4つの計画を一体のものとして策定します。

本計画は、「坂東市教育に関する大綱」「坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「坂東市国土強靱化計画」に加え、第3期計画で新たに盛り込む「坂東市土地利用基本計画」の4つの計画を一体的に策定しています。

第3期戦略プランで一体的に作成する計画の概要

坂東市教育に関する大綱	本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を位置づけたものです。
坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、持続可能な地域づくり(地方創生)に向けた基本目標や施策の方向性を、国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案してまとめたものです。
坂東市国土強靱化計画	国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかな坂東市づくりを推進する計画です。
坂東市土地利用基本計画	5つの土地利用区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域)の利用に関する方針を示す計画です。

▶ SDGsの考え方を取り込んでいます

本計画では、戦略プランの項目とSDGs※との関連性を明記することで、SDGsが目指す17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)と、戦略プランとの関係性を明確にします。



▶ 分野横断展開を設定します

戦略プランでは4つのまちづくりテーマに定めた方針の達成に向けて、重点施策・重点事業を掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理のもと、計画とのずれを修正し、最終的な目標に近づけるものです。

一方で、重点事業は一つのまちづくりテーマに限られた事業効果のみではなく、様々な事業が複合的に効果を発揮する観点から、事業の成果を横断的に捉える指標を設定することで、長期ビジョンの達成状況を確認できるようにします。

2 戦略プランの構成と期間

(1) 戦略プランの構成

戦略プランでは、将来都市像の実現に向けて、長期ビジョンで掲げたまちづくりのテーマ「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」に基づく基本方針を定めます。

また、基本方針に関連する施策等において、市長政策や市民意識調査等の分析を踏まえ、特に重点的に推進すべき施策や事業を「重点施策と重点事業」として設定するとともに、重点的に予算措置を行い、積極的に取り組むこととします。

なお、戦略プランにおいて、重点施策及び重点事業に位置付けられていない施策や事業においても、将来都市像の実現に向け、本市の行う一般的な施策及び事業として取り組みます。

(2) 戦略プランの期間

戦略プランの期間は、市長の政策構想が十分反映、実行されるよう、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

戦略プランの構成



3 進捗管理及び評価

(1) 戦略プランの進捗管理

戦略プランを推進するための具体的な事業計画として、毎年度ローリングシステムによる「実施計画」を策定します。

実施計画では、戦略プランに基づく4年間の事業計画を記載するとともに、毎年度、成果や課題等を検証し、事業の進捗状況を把握します。特に重点施策と重点事業については、指標等を用いて進捗状況について定量的な評価を行います。

また、実施計画を進めるにあたっては、PDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルにより、適切な進捗管理を行います。

戦略プランの進捗管理【PDCAサイクル】



『PDCAサイクルとは』

PDCAサイクルとは、計画、実行、評価、改善を回していく手法です。計画から改善までを1つのサイクルとして、何度もサイクルを回し続けることで、計画が適切に策定され、実行し、適切に評価されるシステムを示したものです。

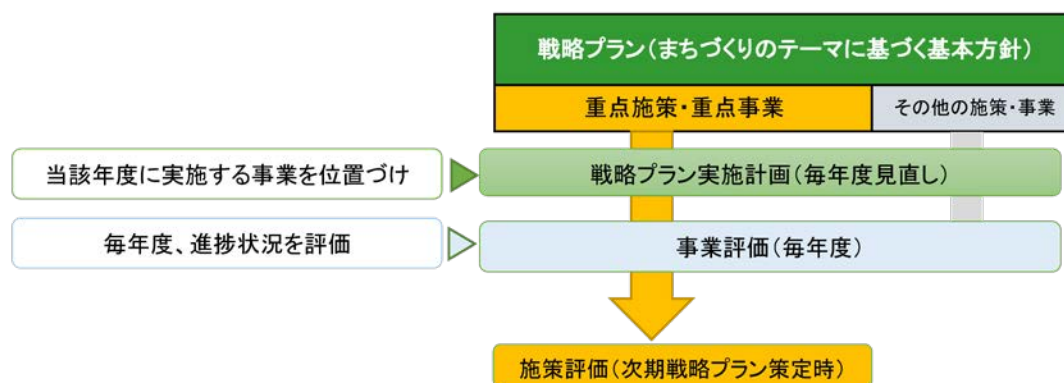
(2) 施策評価及び事業評価

戦略プランの評価にあたっては、「施策評価」と「事業評価」を実施します。

施策評価は、次期戦略プラン策定時に、現在の戦略プランに位置付けた施策の実施状況や成果を総括し、最終評価するものとして位置付け、本計画の最終年度に実施します。

また、事業評価は、戦略プランに位置付けた事業やその他一般的な施策・事業を含めた取組を評価するものと位置付け、毎年度実施します。

戦略プランの進捗管理【PDCAサイクル】



施策評価と事業評価の実施時期

		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
市長任期		4年				4年				4年				
ばんどう 未来 ビジョン	長期ビジョン	H30.1スタート 20年												
	戦略プラン	第1期					第2期				第3期			
事業評価の実施時期		評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
策定作業	施策評価				施策 評価				施策 評価				施策 評価	
	計画策定					次期戦略 プラン 策定				次期戦略 プラン 策定				次期戦略 プラン 策定

4 市民意識調査等の実施

(1) 市民意識調査の概要

①調査の目的

戦略プランの見直しを行うにあたり、市民の皆様の意向や市の施策への満足度などについて意識調査を行うことで、戦略プラン改定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法及び調査期間

	期間	方法
市民意識調査	令和7年7月16日～ 令和7年8月1日	郵送配布・回収は紙とWeb併用
外国人アンケート	令和7年7月～8月	事業者を通じて配布・回収
高校生アンケート	令和7年9月	市内の高校にて学校配布・回収
県内若者アンケート	令和7年7月～8月	Webモニター調査
転入者・転出者アンケート	令和5年9月～令和6年8月	転入・転出の際にアンケートの協力を依頼
市職員アンケート	令和7年3月	市の電子システムを活用して実施

第3部

戦略プラン

③回収結果

回収状況は以下のとおりです。

	市民意識調査	外国人アンケート	高校生アンケート	県内若者アンケート
調査人数 (配布部数)	3,000	85	372	871
有効回収数	1,351	85	372	561
有効回答率	45.0%	100.0%	100.0%	64.4%

	転出入者アンケート		職員アンケート
	転入	転出	
調査人数 (配布部数)	96	102	466
有効回収数	96	102	399
有効回答率	100.0%	100.0%	85.6%

(2) 調査から見た本市の強み・弱みの分析

本市の現状や課題を明らかにするために実施した市民意識調査等の結果に基づき、本市の「強み」「弱み」「機会」「脅威」を整理しました。

本市の“強み” (アンケート結果・統計等から見た本市の強み)	本市の“弱み” (アンケート結果・統計等から見た本市の弱み)
○首都圏近郊、都心から50km圏に位置する ○台地が多く平坦で地盤が安定しており、災害リスクが低い ○菅生沼や平地林など豊かな自然環境がある ○農業が盛んで全国有数の生産野菜供給基地である ○製造品出荷額が県内でも上位である ○きれいに整備された市街地（商店街）がある ○隣近所の関係性が友好である ○圏央道坂東ICにより全国各地と連結している ○市民の定住意向が高い ○平将門公ゆかりの地として関連史跡が多く残されている ○集客力において県内屈指の「茨城県自然博物館」がある	○出生数の減少が顕著で人口減少が進行している ○全国平均に比べ高齢化が進行している ○20歳代から30歳代の女性の市外への転出が多い ○公共交通の利便性が低い（特に鉄道へのアクセス） ○集客力のある商業施設や娯楽施設が少ない ○外国人住民の増加により、地域社会の秩序や社会規範の乱れを懸念する住民が増えている ○農地や森林などについて無秩序な土地利用が増加している
本市の“機会” (本市が飛躍するために有利な条件)	本市の“脅威” (現在または将来に懸念される社会状況)
○圏央道4車線化や坂東PAハイウェイ・オアシスの整備効果が期待できる ○新たな工業団地の整備等により、企業立地が進み、ビジネスチャンスや雇用が拡大する ○都心への近さと居住環境の良さ等を売りにした移住・定住が促進できる ○体験型観光（施設・イベント、菅生沼、史跡、農業等）の展開が期待できる ○市民協働によるまちづくりが進展する ○圏央道坂東IC周辺において活性化拠点の形成が期待できる	○これまで以上に人口減少・高齢化の進行が進む ○首都圏への若年層の転出超過が続く ○近隣自治体との競争にさらされている ○様々な分野（産業、福祉、運輸交通、公共分野等）での人手が不足する ○基幹産業の農業従事者の高齢化により担い手不足が深刻化する ○これまで以上に空家、耕作放棄地等が増加し、無秩序な土地利用の拡大が懸念される ○気候変動等による災害リスクやこれまでない犯罪リスクが高まっている ○外国人住民の一層の増加により秩序ある地域社会のための対応が必要となる ○施設等の管理コストや社会保障経費の増大等により厳しい財政運営が続く

市民意識と本市を取り巻く社会情勢を組み合わせた視点を整理しました。

強み×機会	強みをいかして伸ばす戦略
強み×脅威	強みをいかし脅威に対し強化するための戦略
弱み×機会	機会をみて弱みを改善するための戦略
弱み×脅威	最悪の事態にならない防衛のための戦略

その1 圏央道の4車線化などの機会をいかし、産業の積極的な事業展開を図るための戦略

(強み×機会) 事業機会をみて強みを伸ばし、更なる強化を図るための戦略

本市の“強み”	○首都圏近郊、都心から50km圏に位置する ○圏央道坂東ICにより全国各地と連結している ○製造品出荷額が県内でも上位である
本市の“機会”	○圏央道4車線化や坂東PAハイウェイ・オアシスの整備効果が期待できる ○新たな工業団地の整備等により、企業立地が進み、ビジネスチャンスや雇用が拡大する ○都心への近さと居住環境の良さ等を売りにした移住・定住が促進できる ○圏央道坂東IC周辺において活性化拠点の形成が期待できる。
それらを踏まえた視点	○企業誘致をはじめとした産業振興を活発に行うことで、人口減少の中で税収が安定する ○住宅取得に関する支援を充実させることで、移住・定住に繋げる ○圏央道坂東IC周辺にインフラを整備することで、新たな産業を創出する

その2 坂東市の優れた環境をいかし、今後想定される脅威を軽減していく

(強み×脅威) 強みをいかし脅威に対し強化するための戦略

本市の“強み”	○首都圏近郊、都心から50km圏に位置する ○台地が多く平坦で地盤が安定しており災害リスクが低い ○菅生沼や平地林など豊かな自然環境がある ○農業が盛んで全国有数の生産野菜供給基地である ○市民の定住意向が高い ○圏央道坂東ICにより全国各地と連結している
本市の“脅威”	○これまで以上に人口減少・高齢化の進行が進む ○首都圏への若年層の転出超過が続く ○近隣自治体との競争にさらされている ○様々な分野（産業、福祉、運輸交通、公共分野等）での人手が不足する ○基幹産業の農業従事者の高齢化により担い手不足が深刻化する ○これまで以上に空家、耕作放棄地等が増加し、無秩序な土地利用の拡大が懸念される
それらを踏まえた視点	○本市の災害リスクの低さを発信し、首都圏等からの諸機能（企業・拠点施設）や移住者を誘致する ○首都圏へのアクセス向上を目指した施策等により若者の定住を促進する

その3 若い人が安心して子育てができる環境をつくる

(弱み×機会) 機会をみて弱みを改善するための戦略

本市の“弱み”	○出生数の減少が顕著で、人口減少が進行している ○20歳代から30歳代の女性の市外への転出が多い ○公共交通の利便性が低い（特に鉄道へのアクセス） ○集客力のある商業施設や娯楽施設が少ない
本市の“機会”	○圏央道4車線化や坂東PAハイウェイ・オアシスの整備効果が期待できる ○都心への近さと居住環境の良さ等を売りにした移住・定住が促進できる ○体験型観光（施設・イベント、菅生沼、史跡、農業等）の展開が期待できる
それらを踏まえた視点	○体験型観光・グリーンツーリズムを推進し知名度を上げる ○魅力ある若年層や子育て世帯への支援の充実により、移住・定住に繋げる ○魅力的な商業・レジャー機能の充実、近隣自治体や鉄道駅へのアクセス向上により、居住地としての魅力を向上する

その4 外国人住民も共生できるまちの実現

(弱み×脅威) 最悪の事態にならない防衛のための戦略

本市の“弱み”	○出生数の減少が顕著で、人口減少が進行している ○全国平均に比べ高齢化が進行している ○公共交通の利便性が低い（特に鉄道へのアクセス） ○外国人住民の増加により、地域社会の秩序や社会規範の乱れを懸念する住民が増えている ○農地や森林などについて無秩序な土地利用が増加している
本市の“脅威”	○これまで以上に人口減少・高齢化の進行が進む ○近隣自治体との競争にさらされている ○様々な分野（産業、福祉、運輸交通、公共分野等）での人手が不足する。 ○これまで以上に空家、耕作放棄地等が増加し、無秩序な土地利用の拡大が懸念される ○気候変動等による災害リスクやこれまでない犯罪リスクが高まっている ○外国人住民の一層の増加により秩序ある地域社会のための対応が必要となる ○施設等の管理コストや社会保障経費の増大等により厳しい財政運営が続く
それらを踏まえた視点	○秩序ある共生社会のための取り組みが必要である ○好ましくない土地利用や犯罪等の抑止を強化する必要がある ○あらゆる分野で人口減少を前提とした対策を進める ○高齢者の社会参加や公共交通の維持充実を図ることが必要である

5 目指すまちの姿と4つのテーマ

長期ビジョンでは、将来都市像「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち) 坂東」を実現するために取り組むべき4つのまちづくりのテーマ「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」を設定しており、このテーマが相互に連携し合うことにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指しています。

そこで、戦略プランでは、4つのまちづくりのテーマに基づき、それぞれ「基本方針」と「重点施策と重点事業」について整理しました。

目指すまちの姿（「長期ビジョン」より）

将来都市像	みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち） 坂東
■ まちづくりのテーマ	
ひとづくり	「教育のまち」づくりと「活躍人口」の増進
暮らしづくり	「健康長寿のまち」づくりと「支え合い」の増進
都市づくり	「安全・安心のまち」づくりと「魅力度」の増進
仕事づくり	「活力あふれるまち」づくりと「坂東ブランド」の拡充

ひとづくり戦略プラン

1 「ひとづくり」の基本方針

まちづくりは「ひと」が主役であり、「ひと」は最も大切な財産です。

我が国において急激な人口減少や少子高齢化が進行しており、本市でも同様の傾向となっています。

将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けていくためには、子育てしやすい環境を整え、出生率を向上させるとともに、教育環境の充実を図り、新たな時代に活躍できる確かな学力と生きる力を育てることが重要です。

また、若者を始めとして、まちづくりのリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、すべての世代の人たちが、積極的にまちづくりへ参加したくなる環境を整えるなど、市民一人ひとりが誇りを持てる「まち」となることが重要です。

第3期プランでは、本市の教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策や基本方針に定める「ひとづくり」に関する部分をもって「坂東市教育に関する大綱」とします。

「ひとづくり」においては、4つの基本方針を設定し、将来を担う子どもたちを安心して生み育てられる子育て環境や教育環境の整備・充実に取り組むとともに、市民の誰もがふるさと坂東に誇りと愛着を持ち、そして心豊かに生きがいを持って、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。

～「ひとづくり」の基本方針～

方針 1

安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり

方針 2

未来を担う子どもを守り育む教育の充実

方針 3

生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供

方針 4

歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興

方針 1

**安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり
(児童福祉・子育て支援)**

結婚を希望する男女がマッチングできるよう、出会いの場を創出するなど、結婚支援の充実を図ります。

出産・子育てにおいても、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスや子育て環境、子育て支援体制の充実と経済的支援等に取り組むことで、妊娠・出産・子育てにかかる切れ目のない支援体制を構築します。

また、民生委員・児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の自立支援と精神的・経済的負担の軽減を図るなど、地域全体で子育てをサポートします。

国で策定された「こども大綱」に基づき、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

方針 2

**未来を担う子どもを守り育む教育の充実
(乳幼児教育・学校教育)**

すべての子どもたちが恵まれた教育環境のもと、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、安心して学べる環境を整えるとともに、家庭や地域との連携を強化し、「本市で学べたことを誇りに思う」教育環境の充実に努めます。

また、地域や国際社会とのつながりの中で活躍できる人材を育成するため、子どもの自主性・主体性を育み、多様性を理解し、日常の感想や意見を取り入れる柔軟な教育を展開することにより、豊かな心や確かな学力、考える力を育むとともに、英語教育や最先端の情報通信技術を取り入れた教育(デジタル教育)を推進し、国際化社会に向けた教育の充実に努めます。

急速な少子化の進展に伴う児童生徒数の減少に対応した、望ましい学校教育環境の在り方について検討を進めます。

方針 3

**生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供
(青少年健全育成・生涯学習・スポーツ・レクリエーション)**

地域社会が一体となり、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが生きがいを持って暮らしていけるよう、多様な生涯学習の機会やその学習成果を公表する場を提供します。

また、市民が健康の増進や交流を深め、生涯スポーツに取り組むことのできる環境等を整備し、心身ともに充実した生活を送れるよう支援します。

方針 4

**歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興
(地域文化継承・芸術・文化)**

ふるさと坂東への誇りや愛着を深めるため、郷土の歴史・文化遺産、郷土芸能の保全等に努めるとともに、その歴史的価値への理解を深めるなど、郷土愛を育むふるさと教育を推進します。

また、誰もが気軽に芸術・文化に触れあえるまちを目指して、市民の芸術・文化活動に必要な環境の整備・充実に努めるとともに、芸術・文化活動団体等の活動及び相互交流を支援し、市民文化の振興を図ります。

2 重点施策と重点事業

方針 1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり（児童福祉・子育て支援）

■ 現況と課題

本市の人口動態をみると、平成15年から死亡数が出生数を上回る「自然減」へと転じ、出生数の減少と死亡数の増加が進んでおり、近年では出生数は200人台となっており、全国平均よりやや速いペースで減少しています。

本市の20～39歳の未婚率の推移をみると、国の動向と同様に昭和60年以降上昇を続け、令和2年には57.9%（国全体では55.9%）となっています。

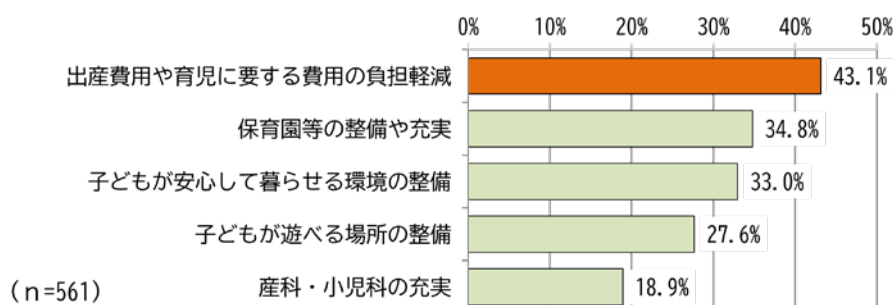
出生数の減少は、未婚率の上昇も大きな要因の一つであり、結婚を希望する市民のための「出会いの場」の創出や情報提供等により結婚の希望を叶える取り組みが必要です。

令和5年にこども大綱が国から示され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会※の実現」が位置づけられました。

また、今回実施した坂東市総合計画策定にかかる市民アンケート結果において、子どもを産み育てやすい環境整備のために必要なことは、「出産費用や育児に要する費用の負担軽減」が43.1%と最も高く、子育てへの経済的支援が求められています。

今後は、出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの更なる推進が必要です。

子どもを産み育てやすい環境整備のために必要なこと



資料：市民意識調査（県内若者アンケート調査）



■ 重点施策の展開方向

1-1-1 結婚支援体制の充実

出会いの場の創出

結婚を考えている方が理想のパートナーに出会えるよう、結婚相談事業や婚活イベント等の取り組みを進め、未婚の男女の出会いの機会を提供するとともに、結婚後の生活の安定のための支援を行います。

重点事業

- ・結婚相談事業の推進
- ・デジタル技術を活用した婚活の推進
- ・結婚新生活支援事業

1-1-2 子育て支援の充実

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

若い世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行うとともに、子育てに関する家庭の負担軽減や安心して子育て生活ができる環境づくりを図ります。

重点事業

- ・子育て支援センター事業
- ・利用者支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・妊婦・乳幼児健診審査事業
- ・こども家庭センター事業

妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援

子どもを産み育てるために必要な経済的支援を行うことで、子育てに関する家庭の負担軽減を図ります。

重点事業

- ・すこやか医療費支援事業
- ・不妊治療・不育症治療費助成金交付事業
- ・新生児応援給付金事業
- ・就学援助・特別支援教育就学奨励費事業
- ・学校給食費等保護者負担軽減事業

地域全体で取り組む子育て支援

共働き世帯が多数を占め、就業の多様化が進む中、市民や企業など地域全体で支援に取り組む、安心して子育て生活ができる環境づくりを図ります。

重点事業

- ・子育て援助活動支援事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・延長保育
- ・一時預かり事業
- ・児童福祉センター長寿命化改修事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1-1-3 こどもが活躍できるまちの実現

「こどもまんなか社会※」の推進

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、多様な主体や施策が連携した取組を進めます。

重点事業

- ・要保護児童家庭支援事業
- ・こども計画策定に向けた取組

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
いばらき出会いサポートセンター入会金 助成交付数（R11年までの累計）	—	80件
子育て支援に満足と感じる市民の割合 （4点満点）	2.25点（R7）	2.5点以上
20～44歳女性人口百人当たりの出生数	3.26人（R7）	3.5人
認定こども園等への待機児童の数	0人（R6）	0人
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う 人の割合	—	85%

■ 現況と課題

本市の学校施設においては、坂東市学校施設長寿命化計画（個別施設）を策定し、計画的に維持管理が行われています。

特色ある教育として、子どもの創造性を育むため、ICT※を活用した教育の充実を図り、次世代に向けた情報活用能力の向上・育成を図っています。

また、国際化社会に対応した人材を養成するため、本市は文部科学省より教育課程特例措置を受け、全小学校を教育課程特例校として小学1年生から英語教育を行い、外国語コミュニケーション能力の育成を図っています。

誰もが本市で学んだことを誇りに思える環境づくりを行うため、子どもの意見を取り入れつつ、柔軟な教育環境をつくっていくことが求められています。また、学校教育に不安を持つ家庭や子どもに対して、安心して学ぶことのできる環境づくりが必要です。

食育については、子どもたちの食への関心とふるさと坂東への理解を深めるため、給食に坂東市産の野菜やお米等の地元食材を使用するなど、地域の特色をいかした食育を行っています。今後も、栄養バランスの良い給食の提供と、地元食材をより知ってもらうため、工夫を凝らした食育を進める必要があります。

子どもの貧困対策として、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、本市では、学用品費や給食費などについて必要な援助を行っています。引き続き費用負担が難しい家庭に対しては、民生委員児童委員や学校、行政が連携を図りつつ、適切な支援を行う必要があります。

急速な少子化等による児童生徒数の減少により、近い将来、多くの学校が小規模校になることが予測されるため、教育環境の維持向上の観点から、学校の適正な規模について、早急に検討を進める必要があります。



重点施策の展開方向

1-2-1 学校教育環境の充実

教育施設の改修及び長寿命化

校舎や体育館などの長寿命化を促進し、安全で快適な教育環境を計画的に整備します。またGIGAスクール構想※の運用に必要なICT※環境の維持・管理を図ります。

重点事業

- ・小・中学校校舎等の老朽化対策
- ・体育館空調設備設置の推進

安全・安心な教育環境に向けて

子どもたちが安全・安心に通学できるよう、指定された通学路に安全対策を施し、事故防止、防犯対策を強化します。

重点事業

- ・安全・防犯に対する通学環境の整備

1-2-2 時代の変化に即した教育の推進

教育現場のブラッシュアップ

円滑な学校運営ときめ細やかな子どもたちとの関わりを実現し、時代の潮流に配慮した教育現場の充実を図ります。

重点事業

- ・GIGAスクール構想※の推進（効果的な運用）
- ・教職員の資質向上
- ・TT（ティーム・ティーチング）※特別配置事業

グローバル社会で活躍できる能力の育成

国際化社会に向け、ALT授業※の拡充等による英語教育の推進や、情報モラルや情報リテラシー、プログラミングなどによる情報活用能力の育成を推進します。

重点事業

- ・外国語コミュニケーション能力の育成
- ・中学生イングリッシュキャンプ
- ・情報活用能力の育成

誇れる教育環境を目指して

将来本市で学べたことに誇りを持てる、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を目指し、子どもたちの学校に対する感想や意見を取り入れる柔軟な教育環境を構築します。

重点事業

- ・魅力ある学校づくりの推進
- ・コミュニティ・スクール
- ・坂東清風高等学校魅力活力応援事業

適正な学校規模の検討

児童生徒数が減少するなかで、教育環境の維持確保を図るため、適正な学校規模の観点から必要な施策等について検討を進めます。

重点事業

- ・学校規模適正化検討事業

1-2-3 健やかな心身を育む教育の場の充実

学校給食による食育の実施

食に関する様々な知識を身に付けるとともに、坂東市産食材を使用した郷土食の継承など、特色ある食育を推進します。

重点事業

- ・食育指導の推進
- ・学校給食における地産地消の推進
- ・学校給食センター設備機器等の老朽化対策

安心して学べる環境の推進

学校教育に対する不安を持つ家庭や子どもたちに対し、安心して学べる環境を整えます。また、不登校児童生徒を抱えることで、子育てに不安や悩みがある家庭に対しての支援を行います。

重点事業

- ・教育支援センターの運営
- ・介助補助員配置事業
- ・訪問型家庭教育支援事業

豊かな心を育む教育の推進

「いじめ」や「人権侵害」に対する心の教育のほか、グローバル社会において、多様性を理解し、豊かな心を育む道德教育を推進します。

重点事業

・モラル教育の充実

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
学校教育環境の満足度（４点満点）	2.21点（R7）	2.5点以上
英語でのコミュニケーション活動が楽しいと感じる児童の割合	96.1%（R7）	100%
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	93.8%（R7）	100%
学校給食への満足度（４点満点）	2.63点（R7）	2.8点以上



方針 3

生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供 (青少年健全育成・生涯学習・スポーツ・レクリエーション)

■ 現況と課題

本市の生涯学習については、市内の公民館を中心に各種講座を実施し、市民の生涯学習の推進を行っています。なお、社会情勢の変化などの要因により、生涯学習に関するニーズや手法もより多様化・複雑化しています。そのため、誰もが気軽に学習できる環境の更なる充実が必要となっています。

また、社会構造や社会環境の変化、高度情報化の進展により青少年を取り巻く状況は大きく変化しています。本市では、「坂東市青少年センター設置条例」に基づき委嘱された青少年相談員等により街頭活動や声かけ等を行うことで、青少年の健全育成を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

本市は、平成17年に「坂東市スポーツ健康都市宣言」を行うとともに、各種のスポーツ活動や講習会等を開催し、総合体育館や野球場、陸上競技場を始め、多くのスポーツ施設が整備され、市民の健康増進、生涯スポーツの推進に取り組んでおり、本市最大のスポーツイベントとして「坂東市将門ハーフマラソン大会」を毎年実施しています。



重点施策の展開方向

1-3-1 生涯学習活動の推進

公民館などの施設と連携した各種講座の推進

市民の要望を的確に捉え、公民館などの各種講座・学級等による学習機会を提供します。また、講座修了生の自主運営によるサークルへの移行を支援するとともに、活動中の自主サークルや団体等が実施する各種学習講座の支援を行います。

重点事業

- ・公民館講座事業
- ・猿島公民館耐震改修等事業

1-3-2 スポーツ振興の推進

豊かな活力と健康を育む

スポーツへの関心を高め、健康で活力ある生活を送れるよう、スポーツの振興を推進するとともに、子どもたちの体力向上を推進します。

重点事業

- ・坂東市将門ハーフマラソン大会の開催
- ・小中学生の体力向上の推進
- ・屋内・屋外体育施設整備事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
公民館講座の受講者数の割合	86.2% (R6)	90%
坂東市将門ハーフマラソン大会参加数	5,111人 (R7)	8,000人

方針 4

歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興（地域文化継承・芸術・文化）

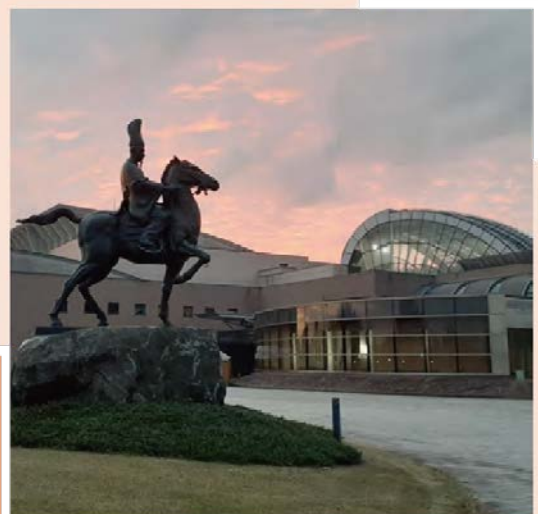
■ 現況と課題

本市は平将門公ゆかりの地として歴史上貴重な文化財があり、平将門公を祭神とする國王神社や胴塚のある延命院などの史跡が存在します。これらを後世に伝えるため、地域と協力し維持管理を行っています。また、市域北部には戦国時代末期(1577年)後北条氏の北関東進出拠点として築城された逆井城があり、現在は城跡公園として一部復元され、市民の憩いの場として利用されています。

指定を受けた文化財についても、国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」ほか、県指定文化財が18件、市指定文化財が62件あり、歴史に彩られた貴重な地域資源※が管理されています。

本市では、多くの伝統芸能がありますが、高齢化の進展による後継者の不足により継承が難しくなっています。

芸術、文化については、市内には総合文化ホール「ベルフォーレ」を始めとして、図書館と資料館の機能を有する「坂東郷土館ミュージズ」などがあり、市民の芸術・文化活動の拠点となっています。これら文化施設の活用により、幼少期から芸術・文化に親しみ、気軽に参加することのできる環境づくりを推進することで芸術・文化活動を支援し、市民文化の振興を図る必要があります。



重点施策の展開方向

1-4-1 文化施設運営の充実

市民の芸術・文化活動の振興

市民の芸術・文化意識をより高めるため、多くの市民が参加したり、触れ合うことのできるような場と機会の提供を行います。また、コストを抑えた効率的な改修計画に基づき、施設の有効活用と長寿命化を目指した改修を実施します。

重点事業

- ・坂東市文化振興事業団芸術文化事業
- ・親しまれる図書館・資料館の利活用の推進
- ・図書館資料購入事業
- ・文化施設（坂東郷土館ミュージズ、坂東市総合文化ホールベルフォーレ）の運営及び維持改修

1-4-2 史跡・文化財等の保全

歴史・文化遺産の保護と活用

平将門公終焉の地である國王神社や逆井城跡などを始めとする歴史・文化遺産の保護に努めます。また、郷土芸能を次の世代に継承・保存するため、後継者の育成に努めます。

重点事業

- ・歴史的文化財等の保全と継承
- ・伝統文化の継承への支援

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
文化振興事業団が主催するイベントの参加割合	61% (R6)	65%
史跡や文化財を3つ以上知っている市民の割合	43.2% (R7)	60%

〔 坂東市内案内図 〕



逆井城跡公園
■住所：坂東市逆井1262



坂東市逆井前山公園
■住所：坂東市逆井2845-3



さしま健康交流センター 遊楽里
■住所：坂東市寺久1290



八坂公園
■住所：坂東市岩井3162-3



総合文化ホール ベルフォーレ-音楽ホール-岩井図書館
■住所：坂東市岩井5082



産業経済交流施設坂東将門の里
■住所：坂東市長須9621-1



菅生沼
■所在地：坂東市、常総市



延命院
■住所：坂東市神田山715



坂東郷土館 ミュース-資料館-猿島図書館
■住所：坂東市山2726



國王神社
■住所：坂東市岩井951



観光交流センター 秀緑
■住所：坂東市岩井3351



坂東市役所
■住所：坂東市岩井4365



茶禰中山翁製茶紀功碑
■住所：坂東市辺田558-4

暮らしづくり戦略プラン

1 「暮らしづくり」の基本方針

本市においても超高齢社会※が到来し、後期高齢者の増加が進む中で、住み慣れた地域で安心して生活するためには、医療、介護、福祉等が安定して提供できる持続可能な「暮らしづくり」の実現に向け、計画的かつ着実に取り組むことが重要です。

様々な福祉分野の課題に包括的に対応する地域の支え合いシステムの構築や、予防医療、介護予防などの健康寿命を延ばす努力により、社会保障費の抑制や生涯にわたり元気に活躍できる市民を増やしていくことが求められています。加えて、本市の自然環境や食文化、住環境などを活かし、健康で心豊かな暮らし方を広めていくことも重要です。

また、地域社会の多様化が進む中、性別・年齢・障がい及び国籍などの違いにより差別されることがなく、社会の一員としてつながりながら、市民一人ひとりが活躍でき、市民が真の主役となるまちづくりを目指すことが重要です。

「暮らしづくり」においては、4つの基本方針を設定し、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実や健康長寿のまちづくりを進めるとともに、市民が積極的に参加し、支え合う協働のまちづくりに取り組みます。

～「暮らしづくり」の基本方針～

方針 1

地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実

方針 2

生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築

方針 3

すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり

方針 4

市民の暮らしを支える行政運営

方針 1

地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実 (地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉)

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かな支援施策の充実と担い手の確保を図るとともに、介護・障がい・生活困窮・ひとり親・難病など各分野別の課題について、地域の中で包括的・横断的に解決する仕組みや支援体制づくりに引き続き取り組みます。

また、高齢者や障がい者が地域の中で積極的に活躍できるよう、就労などの社会参加や生きがいづくりを推進することで、誰もが生涯現役で活躍できるまちづくりを進めます。

あらゆる人が不自由なく安全に快適な生活ができるよう、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを進めます。

方針 2

生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築 (予防衛生、健康づくり、医療、社会保障)

バランスのとれた食生活の実践や、日常生活の中で気軽に簡単に取り組むことができる体操や運動等の普及を推進するとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防などを図るため、健康づくりや健康診査に取り組み、市民の健康寿命の延伸を目指します。

また、安心して健やかに暮らせる基盤として、市民・医療機関・関係機関・行政が連携した地域医療体制の充実や感染症対策の強化、介護保険や国民健康保険など各種社会保障制度の安定的な運営を図ります。

豊かな自然環境の中で、健康で心豊かに暮らすことができるように、食や余暇活動など、様々な分野での活動や啓発を促進します。



方針 3

すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり (コミュニティ・市民協働・情報公開・男女共同参画・人権尊重・ 多文化共生※)

地域の中で子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して生き生きと暮らしていけるよう、人と人とがつながり、互いに支え合う基盤となるコミュニティの維持・活性化を図るとともに、市民・地域・行政・企業などが協力し、みんなで地域の課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。

また、女性も男性も仕事と子育て・介護など家庭生活を両立させながら、活躍できる環境づくりとして、市民・地域・企業などが協力し、ワーク・ライフ・バランス※の推進や子育て後の復職等の就労を支援します。

人権に関する法令等の趣旨に基づき、性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題・いじめ問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消され、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会※の実現を目指し、人権に関する啓発活動や教育などを進めます。

方針 4

市民の暮らしを支える行政運営（行政運営・財政運営）

市民からの多くの声を取り入れ、市民が主役の行政運営を進め、市民目線に立った事務の効率化、デジタル技術や人材の活用、民間との協働などにより、市民サービスの向上を図ります。

また、人口減少や将来の税収減を見据え、ビルドアンドスクラップの観点のもと、投資効率の高い市民要望を中心とした財政投資や、行政のスリム化、組織構造の見直し、市有財産の適切な管理、財源の確保等により、未来に負担を先送りしない、持続可能な行財政基盤の確立に取り組みます。



2 重点施策と重点事業

方針 1

地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実
(地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉)

■ 現況と課題

本市の65歳以上の人口は、常住人口で令和7年10月1日現在15,972人で、総人口の32.0%となっており、超高齢社会※を迎えています。

今後は、高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉ニーズの多様化や、介護保険認定者の増による社会保障費の増加が懸念されます。平均寿命※が延びる中で、健康寿命を長く保ち、生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防を強力に推進する必要があります。

本市では、地域における介護予防の重要拠点及び高齢者の総合的な相談・支援窓口として市内3か所に地域包括支援センターを設置しています。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステム※の更なる充実を図ることが必要です。

近年では、障がいや生きづらさを抱えた人が増加しています。このため、誰もが安心して暮らせるよう日常的な生活の支援や見守り体制の充実が必要となっています。

また、高齢者が高齢者を介護する老々介護や後期高齢者が家庭を年金等で支える8050問題、育児と介護を同時に担うダブルケアなど、介護に関する複合的な問題が顕在化しています。これを踏まえ、令和2年6月に社会福祉法が改正され、これら複数の問題を抱える個人や世帯に対し、個別の課題とともに必要な包括的サポートを実施する重層的な支援体制を整備していくことが示されました。

また、地域の担い手不足は大きな課題です。そのため、人生経験豊富で技術や知識を持つ高齢者は、今後もできる限り地域の担い手として活躍することが期待されています。今後、高齢者や障がい者の就労・学習・スポーツ活動や地域活動などの社会参加を促進することで、生きがいづくりや活躍につなげる取組がこれまで以上に重要となっています。

■ 重点施策の展開方向

2-1-1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

地域包括ケアシステムの充実

すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

重点事業

- ・ 地域包括支援センター運営事業
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業
- ・ 認知症施策推進事業

介護予防・生活支援サービスの充実

要介護状態に進行する可能性の高い高齢者を早期に発見し、その人にあった介護予防・生活支援サービスを提供することで状態の維持改善を促すとともに、元気な高齢者に対しては予防のための健康づくりを推進します。

重点事業

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業

2-1-2 地域福祉の充実

地域の見守り体制の充実

障がい者や高齢者、生活困窮者が安心して生活していくため、地域の見守り体制の充実を図ります。緊急通報システムの設置などにより、生活上の不安感の解消に努めます。

重点事業

- ・ 地域の見守り体制の充実
- ・ ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業
- ・ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・ 民生委員活動の充実
- ・ 買い物支援事業

2-1-3 重層的な支援体制の充実

複合的な困りごとへの支援

子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制を整備し、アウトリーチ※や多機関協働機能の強化などの充実を図ります。

重点事業

- ・ 重層的な支援体制の整備

2-1-4 その人らしく生活できる社会の実現

高齢者の社会参加の促進

高齢者が幅広い分野で生きがいをもって活躍できるよう、就労支援など、長年にわたって培ってきた知識や技術等をいかせる機会の拡充や、交流の場づくりなどにより社会参加を促進します。

重点事業

- ・シニアクラブ活動の支援
- ・高齢者労働能力活用事業
- ・高齢者の居場所づくり事業

障がい者の社会参加と自立の促進

障がい者が快適に生活し地域の中で積極的に活動できるよう、日常生活の支援や社会参加を支援します。

重点事業

- ・こども発達センターの運営
- ・地域活動支援センター事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
高齢者支援の満足度（4点満点）	2.43点（R7）	3点以上
地域福祉の充実の満足度（4点満点）	2.49点（R7）	3点以上
困ったときの相談先を知っている人の割合	—	88%
シルバー人材センターの年間就業率	76.3%（R5）	↑

方針 2

生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築 (予防衛生、健康づくり、医療、社会保障)

■ 現況と課題

生活習慣病は食生活や生活習慣を始め、ストレスや運動不足等、複合的な要因によって引き起こされることから、改善可能な要因から改善することにより生活習慣病の予防を図り、生涯にわたり健康維持や増進に努める必要があります。

本市の平均寿命※は、令和2年市区町村別生命表の結果によると、男性が79.8歳(県平均80.9歳)、女性が86.0歳(県平均86.9歳)となっており、男性、女性とも県内では最下位となっています。

自治体名	男性		女性	
	年齢	県内順位	年齢	県内順位
坂東市	79.8歳	44	86.0歳	44
県平均	80.9歳	-	86.9歳	-

医療面では、本市は県医療計画において「古河・坂東保健医療圏域」に含まれています。

令和7年度に実施した市民意識調査の結果によると、本市を住みにくいと考える理由として「医療体制が不十分」と考える割合は約26.4%となっています。

本市の令和7年度における介護保険料は、標準の負担率(1.0)で年間64,200円となっています。今後高齢化の進展や要介護者が増加する中で、持続可能な社会保障制度の運営を国・県と連携しながら進めていくことが求められています。



重点施策の展開方向

2-2-1 市民の健康づくり対策の支援

健康増進への支援

生活習慣病などを早期に発見できるよう、健康診査を実施します。更に、健診後の指導の充実を図ります。後期高齢者の健康寿命増進のため、市と地域の関係団体・医療機関等が連携し、保健事業、介護予防について、切れ目なく、一体的な実施を行います。

重点事業

- ・ 特定検査診査・特定保健指導の実施
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施
- ・ がん検診推進事業
(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)
- ・ 生活習慣の予防推進

第3部

戦略プラン

暮らしづくり

2-2-2 持続可能な社会保障

国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営

国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

重点事業

- ・ 健康保険の適正な資格管理
- ・ 介護保険制度の円滑な運営

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
がん検診の受診率	20.9% (R6)	60%
特定保健指導の実施率	44.2% (R6)	60%
特定健康診査受診率	37.6% (R6)	60%

方針 3

すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり
(コミュニティ・市民協働・情報公開・男女共同参画・
人権尊重・多文化共生※)

■ 現況と課題

本市では、市民の市政に関する理解を深めることを目的に「まちづくり出前講座」を実施しています。また、市民の声、パブリック・コメントや各審議会委員の公募など、市民意見の聴取に努めることで、行政運営への市民参画に活かしています。

本市では、多くの市民や団体により様々な活動が展開されています。また、市民団体による市民協働のまちづくり事業への支援や坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」事業などにより、地域の担い手の育成に努めています。

今後、市民協働を更に推進するためには、様々な活動を通して市民と行政がともに市民協働の考え方を深めると同時に、地域活動等において活躍の場を提供し、みんなでまちづくり活動や地域の課題等に取り組むなど、協働・支え合いの輪を広げていくことが求められています。

広報の分野においては、広報紙である広報坂東、お知らせ版、声の広報、市民便利帳などのほか、ICT※等の進展による情報伝達方法の多様化に対応して、各種情報媒体の特性を踏まえた情報提供を行っています。今後は、情報提供内容の充実やバリアフリー化を図ることが必要です。また、様々な意見やニーズの把握のため、インタラクティブ(双方向・対話形式の)コミュニケーションの活性化が必要となっています。

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢が大きく変化していく中で、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要です。このため、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会※の実現が必要とされています。

本市においても、令和6年9月1日に「いばらきダイバーシティ宣言※」に登録し、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を推進しています。

■ 重点施策の展開方向

2-3-1 誰もがやりたいことができるまちの実現

市民の市政に対する理解と参加の促進

出前講座などにより、市民の市政に対する理解を深めるとともに、各種懇談会等の開催、市民の声、パブリック・コメント、各審議会委員の公募などにより、市民意見の反映や市政への参加のきっかけづくりを推進します。

重点事業

- ・まちづくり出前講座の推進
- ・意見を聴く機会の充実

市民のまちづくり活動への支援

個人や団体、地域コミュニティによる自主的なまちづくり活動の支援や坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」事業などの実施により、まちづくりの人材育成を図ります。

重点事業

- ・まちづくり活動の支援
- ・担い手育成事業（坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」）

広報・情報提供の充実と多様化

政策に関する情報や様々な出来事、注意喚起など市民ニーズに沿った情報を、市民にわかりやすく広報紙やSNS※等で周知し、市政への関心や理解を向上します。

重点事業

- ・広報紙の発行
- ・市民便利帳の発行

ダイバーシティ社会※へ向けて

多様な人材が活躍できる就業環境を目指し、雇用の機会均等を図るとともに、一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、誰もが個々の能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を推進します。

国籍や民族が異なる人々が、互いの文化的背景を尊重し、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生※の取組を推進します。

重点事業

- ・女性職員活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進
- ・多文化共生への取組推進

差別のない自由で平等な社会への推進

性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題、いじめの問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消される社会づくりを進めます。

重点事業

- ・人権研修への参画

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
市民協働の推進に関する満足度（4点満点）	2.32点（R7）	2.5点以上
広報紙への広告申込延べ件数	17件（R6）	19件

方針 4

市民の暮らしを支える行政運営（行政運営・財政運営）

■ 現況と課題

国では「行政DX※（デジタルトランスフォーメーション）」として、行政のデジタル化を推進しており、その一環としてマイナンバーカードの普及を進めています。マイナンバーカードを取得することで、簡単にコンビニ交付サービスを利用することができるようになりました。

人口減少社会の中で行政機能を維持し、かつ、市民の利便性の向上を図るためにはデジタル技術を活用したスマートな行政運営が必須であることから、今後AI※等の各種ツールを活用した、効率的で効果的な「デジタル行政」への転換が喫緊の課題となっています。

市政を次代につないでいくため、行財政改革への取組や、投資効率の悪い事業は廃止も含めた抜本的見直しを行うなど、市民のニーズに即した費用対効果の高い財政投資が求められるとともに、世代間負担の公平性を確保しつつ、透明性の高い財政運営が求められています。

公共施設等については、人口減少を見据えた再編（集約化・複合化）や縮減を行うなど、施設保有量の適正化を進めるとともに、効率的、効果的な維持管理を図る必要があります。

未利用となっている市有地については、その維持管理に要する経費が財政上の負担となっていることから、利活用についての検討を進め、売却等を含めた公有資産の最適化を図る必要があります。

■ 重点施策の展開方向

2-4-1 行政運営の効率化と市民サービスの向上

行政運営体制の効率化

行政のスリム化を推進するとともに、デジタル技術の導入に伴う市民利便性や業務の効率化を追求し、デジタル行政への転換を進めます。

重点事業

- ・ デジタル化による市民サービスの向上及び事務効率化に向けた検討、計画の推進
- ・ 定員適正化計画の推進
- ・ 人事評価制度の効果的な運用

窓口機能の充実

利便性の高い行政サービスの提供を図るため、デジタル活用による効率化を推進するとともに、さしま窓口センターについて複合的な機能充実に取り組みます。

重点事業

- ・ マイナンバーカード交付の推進
- ・ マイナンバーカード普及に伴う利用促進
- ・ さしま窓口センターの充実
- ・ 地域複合施設整備事業

2-4-2 次世代に負担を残さない行財政基盤の確立

財政運営の健全化・透明化・強化

事業の選択と集中による財源の重点的・効果的な配分や、多様な財源の確保に努め、将来への負担を残さないよう、財政運営の健全化を図ります。

また、PDCAサイクルの運用を強化し、フィードバックされた結果と予算を的確にリンクさせることで財政運営の透明化に努めます。

重点事業

- ・PDCAサイクルの効果的な運用
- ・中期財政見通しの策定及び公表
- ・自主財源の確保に向けた取組の強化

市有財産の有効活用と保有量の最適化

公共施設等総合管理計画に基づき、市有財産の適切な維持管理と保有量の最適化に努めるとともに、未利用資産については売却等を含めた検討を十分に行い、管理コストの削減と財源の確保を図ります。

重点事業

- ・PPP（公民連携）の推進
- ・未利用資産の取扱い検討及び処分

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
市役所における女性管理職の割合	28.8% (R6)	35%
マイナンバーカード交付割合	86.8% (R6)	94%
将来負担比率	39.4% (R6)	↓
指定管理者の指定数	12 件 (R6)	15 件

都市づくり戦略プラン

1 「都市づくり」の基本方針

「都市」は、ひとが活躍し、暮らしを営む舞台です。

近年、多発し激甚化する地震、集中豪雨などの大規模災害や、感染症の流行、多様化・複雑化する事件・事故の発生などに対し、暮らしの舞台として、市民が安心して快適に暮らしていける安全・安心な「都市づくり」が求められています。

また、急激な少子高齢化による人口減少社会において、将来も持続可能なまちとなるためには、本市の豊かな自然環境や、都心から50km圏という地理的優位性を活かし、移住や定住の促進を図り、市を支える人口を確保するための様々な対策が必要です。

「都市づくり」では、5つの基本方針を設定し、市民の生命や財産を守る安全・安心な環境づくりと、豊かな自然の恵みを享受しながら快適な暮らしを営むための生活基盤づくりに取り組みます。

～「都市づくり」の基本方針～

方針 1

市民の生命や財産を守る環境づくり

方針 2

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の交通環境をいかす地域づくり

方針 3

快適・安全に暮らせる生活基盤づくり

方針 4

豊かな自然環境と共生するまちづくり

方針 5

市民とともに進める都市マーケティング

方針 1

市民の生命や財産を守る環境づくり
(防災・消防・防犯・交通安全)

近年多発する様々な災害に備えて、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

また、警察や地域等と連携し、多様化・複雑化する犯罪の防止に努めるとともに、高齢社会の進行に伴って増加傾向にある、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故等への対策を進めます。

方針 2

圏央道等の交通環境をいかす地域づくり
(広域交通網、土地利用、公共交通)

圏央道や国道354号など、地域の発展を支える広域交通網の整備効果を最大限発揮するための交通ネットワークの整備・充実を図るとともに、都市と自然が調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進し、魅力ある地域づくりに取り組みます。

また、市民の移動ニーズに応じた効果的・効率的な公共交通網の確保・維持に取り組むとともに、東京都心部とのアクセスを改善するため、関係自治体等と連携・協力し、東京直結鉄道※(地下鉄8号線)の誘致促進及び(仮称)茨城県西縦断道路※の建設促進や、国道354号バイパス(立体交差化)及び主要地方道つくば・野田線(芽吹大橋を含む)の4車線化の実現を促進します。

方針 3

快適・安全に暮らせる生活基盤づくり(幹線市道・生活道路・橋りょう・上下水道・公園・緑地・景観・河川・斎場・住宅)

誰もが本市の豊かな自然の恵みを感じながら快適に暮らせる優良な住環境の整備や、道路・上下水道等の生活基盤、公園・緑地・景観等の環境の充実に取り組めます。

また、強靱な生活基盤づくりを進めるため、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)※に配慮した公共施設・インフラ資産の適正管理を推進するとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク※による機能的なまちづくりに取り組みます。

方針 4

豊かな自然環境と共生するまちづくり(自然環境・ごみ処理)

本市の魅力である豊かな自然環境を次世代に残し伝えていくため、一人ひとりが環境と向き合い、自然環境の積極的な保全や活用に努めるとともに、ごみの減量化・再資源化や生活排水対策など、循環型社会※の推進を図ります。

また、市民・事業者・行政が協働して、不法投棄や公害を未然に防止する環境づくりをより一層推進するとともに、地球温暖化対策や新エネルギーの有効利用など、中・長期的な視点による地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

方針 5

市民とともに進める都市マーケティング (人口政策・シティプロモーション※・情報の発信)

施設や風景・文化など、本市が有する様々な地域資源※の魅力について、市民共感のもと、豊かな自然景観や長い歴史・文化等を通して学び、地域に誇りを持って、再認識するとともに、最先端のデジタル技術等について、まちづくりの様々な分野への利活用を推進するなど、時代に即した新たな魅力を創造、再構築していきます。

また、「都市のモノ・コト」と人のつながりを強化し、本市に潜在する新たな魅力を創出するとともに、市民と行政がともに魅力を共有し、発信していくことで、より多くの人に共感され「選ばれるまち」となるよう、求められるものを効果的に提供できる「都市マーケティング」の強化に取り組んでいきます。

また、市内への移住・定住を促進し、職住近接のまちづくりを進めるため、企業と連携して地元雇用の支援を行うとともに、新たな働き口を確保するための企業誘致や起業・創業支援に取り組みます。



2 重点施策と重点事業

方針 1

市民の生命や財産を守る環境づくり
(防災・消防・防犯・交通安全)

■ 現況と課題

平成23年3月に起きた東日本大震災以降も、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年10月の台風19号などの大規模災害が発生し、令和6年には、令和6年能登半島地震、9月にも能登半島で豪雨となり、被災地における連続した災害も発生しています。

本市では、これまで地域防災計画に基づく防災体制の充実や自主防災組織の育成、防災資機材の整備等に取り組んできました。

平成31年3月には、「坂東市総合防災マップ」を作成し、風水害、地震、火災に関する情報の提供を図りました。本マップでは、災害発生時におけるタイムラインの考え方を示したりするなど、新たな考え方を提示しています。

また、防災ラジオや市情報メール一斉配信サービスなどの活用により、市民への情報提供を効果的に行っています。

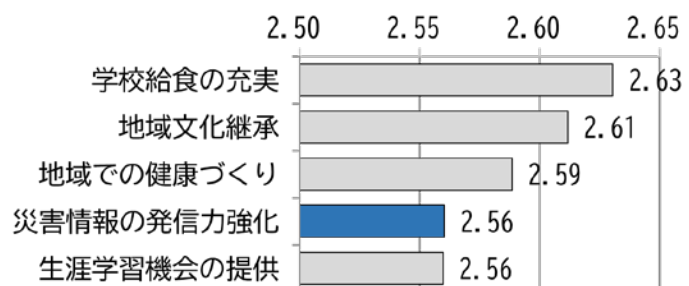
令和7年度に実施した市民意識調査によれば、「災害情報の発信力強化」は市民の満足度は全調査項目25施策中4番目に高い状況ですが、これまで以上に、災害時においてより多くの人に正しい情報を素早く伝えられるよう、防災ラジオの普及促進やSNS※等を活用した情報提供などの確保に努める必要があります。

災害発生時には迅速かつ適切に対応できるよう、飲料水、各種資機材等、災害時に必要となる資材及び備蓄品の確保に取り組むとともに、他自治体、企業との防災協定の締結を行い、復旧対策の体制整備に努めています。なお、防災協定に関しては、災害時に実効性あるものにしていくため、日頃から官民が連携して防災力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

また、外国人の方や、障がい者に対しても災害時にスムーズな支援ができるよう、更なる防災力の向上に取り組むことが必要です。



市民の満足度（高い順から上位5項目）



資料：坂東市総合計画策定にかかるアンケート
(市民意識調査)

■ 重点施策の展開方向

3-1-1 災害に強いまちづくりの推進

防災情報基盤の充実・強化

日常から防災に関する意識を保ち、多彩な手段により早く正確な市民への情報提供に努めます。また、誰も取り残さない防災体制に向けた課題を検討し、防災の充実・強化に努めます。

重点事業

- ・ 防災意識啓発事業
- ・ 防災協定締結の促進
- ・ 防災情報ツールの普及促進
- ・ ダイバーシティ社会※での防災体制に関する検討促進
- ・ 障がい者等に関する避難計画の策定

災害に強い基盤の確保

災害時におけるライフラインの状況や罹災状況の早期把握のための情報管理体制を構築するとともに、迅速な復旧が可能となるよう、復旧体制の整備に努めます。また、災害備蓄品の有効利用に努めます。

重点事業

- ・ ライフライン確保体制の充実
- ・ 災害備蓄品の適正管理と有効利用
- ・ 自主防災組織の強化

3-1-2 安全・安心のまちづくりの推進

市民生活の安心の確保

消防団を始めとした地域防災活動を支援し、地域防災力の維持・向上に努めます。防犯・交通安全の観点から、市民が安心して生活できるよう、各種の施策の充実に加え、警察力の強化について関係機関に要請するなど、抑止力の充実を図ります。

重点事業

- ・ 防犯灯及び防犯カメラの設置・維持管理事業
- ・ 地域防災力の維持及び支援
- ・ 街路灯LED化推進事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
防災協定締結数	74件 (R7)	75件
災害情報の発信力強化に関する満足度（4点満点）	2.56点 (R7)	2.8点以上
防犯灯設置数	5,168灯 (R6)	5,668灯

第3部

戦略プラン

都市づくり



方針 2

圏央道等の交通環境をいかす地域づくり (広域交通網、土地利用、公共交通)

■ 現況と課題

本市では、平成29年に坂東ICが供用開始となり、東京周辺の横浜、つくば、成田などの拠点都市を結ぶ圏央道に接続したことから、自動車交通の利便性が飛躍的に向上しました。

一方で、市内には鉄道がなく、最寄り駅や周辺市町へ向かう路線バスが運行されていますが、利用者の減少に伴い、路線の廃止、減便が進んでいます

本市では、市民が安心して利用できる、地域に根差した公共交通を目指し、市内を巡回するコミュニティバス「坂東号」を運行するとともに、平成24年からは市内全域をドア・ツー・ドア方式※で運行する、デマンドタクシー「らくらく」を運行しています。

公共交通に関しては、市民生活の実態を踏まえ、都心までの通勤・通学や近隣市町への通院等の手段確保の観点に加え、本市への来訪者のアクセス向上も必要であることから、市外との公共交通ネットワークの確保・充実を図るとともに、公共交通を上手に活用する意識や公共交通を乗って守る意識など、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることが必要です。

自家用車を始めとする本市の車両登録数(軽自動車、二輪車を除く)は、令和7年4月1日現在で32,526台となっており、やや減少傾向にあります。

なお、高齢者の運転操作ミスによる自動車事故を未然に防ぐため、運転に不安のある高齢者等の運転免許証の自主返納と地域公共交通の利用を促進しています。

■ 重点施策の展開方向

3-2-1 地域公共交通の確保・維持・改善

公共交通ネットワークの構築

公共交通が利用しやすく、かつ効率的なものとなるよう、市民ニーズや移動特性を把握し、地域の特性に適した公共交通ネットワークを構築します。

重点事業

・コミュニティバスの再編及び交通結節点の再配置

公共交通の確保・維持

市外の鉄道駅や医療機関等へのアクセスを確保するため、バス事業者と連携しながら、民間路線バスを維持していくとともに、輸送資源の有効活用と全体最適を図りながら交通空白地域や交通弱者に対する移動手段を確保するため、効果的にコミュニティバスやデマンドタクシーを運行します。

重点事業

- ・コミュニティバス「坂東号」の運行
- ・デマンドタクシー「らくらく」の運行
- ・周辺鉄道駅・医療機関等へのアクセス

公共交通の利便性向上と利用促進

利用者の視点から公共交通の問題点等を把握・整理し、改善に努めます。また、運転免許返納者が公共交通を日常的に利用し、利便性が向上するよう、公共交通利用券の普及に努めます。

重点事業

- ・公共交通利用料金助成事業
- ・高齢者運転免許証自主返納等支援事業
- ・公共交通へのデジタル技術の導入

第3部

戦略プラン

都市づくり

3-2-2 土地利用施策の推進

発展する都市形成と安全安心を両立する総合的な土地利用施策

首都圏近郊の地理的優位性や圏央道、国道354号バイパス等の整備効果をいかした本市の発展に資する都市形成を図るとともに、市民が不安になるような好ましくない不適切な土地利用行為を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に努めます。

重点事業

- ・総合的・包括的な土地利用計画

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
公共交通の満足度（4点満点）	1.84点（R7）	2.5点以上
デマンドタクシー利用者数	8,565人（R6）	11,600人
坂東市に愛着を感じている市民の割合	19.8%（R7）	24.7%

方針 3

快適・安全に暮らせる生活基盤づくり（幹線市道・生活道路・橋りょう・上下水道・公園・緑地・景観・河川・斎場・住宅）

■ 現況と課題

本市の地籍調査事業は、猿島地域の要調査地区は完了していますが、岩井地域は現在も調査を継続しており、要調査面積67.19km²に対して令和5年度末の登記完了面積が14.93km²、進捗率22.2%となっています。今後も、土地の保全や取引の円滑化のため、早期完了を図る必要があります。

本市の幹線市道については、令和6年度末において、1級路線は59.4kmのうち51.5km、2級路線は45.1kmのうち31.9kmの整備が完了しています。今後は、関連する幹線道路・都市計画道路と一体的・有機的な整備を図る必要があります。

ライフラインとなる上水道については、令和5年度の給水人口44,089人、年間給水量5,221千m³で、普及率は84.4%、令和6年度の給水人口は43,345人、年間給水量5,235千m³で、普及率は83.5%となり、年間給水量は増加していますが、給水人口と普及率が減少しています。

水道施設は、更新時期を迎える管路や設備が増加し、老朽化への計画的な対応が課題となっています。

水道事業経営が厳しさを増す中で、安全で安定した水道サービスの維持・向上のため、水道事業の広域連携に参加し、業務の効率化や技術力の確保等を進め、持続可能な事業運営に向けて、経営基盤の強化を図る必要があります。

下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善の役割を担うとともに、市街地における雨水対策として浸水被害を軽減する役割を担っています。公共下水道の令和5年度の普及率は37.9%、農業集落排水事業※の普及率は同年で10.8%となっています。今後は、老朽化に伴い下水道施設の改築更新投資等に膨大な費用が必要とされています。その反面、人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることから、下水道事業における経営基盤の一層の強化が必要となっています。

■ 重点施策の展開方向

3-3-1 土地情報の整備推進

地籍調査事業の早期完了

計画的な土地利用を図るため、一筆ごとの土地情報を正確なものにする地籍調査事業を推進し、早期完了を目指します。

重点事業

・地籍調査事業

3-3-2 生活関連道路・橋りょうの改良

幹線市道の整備

国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、計画的な幹線市道の整備を図ります。

重点事業

- ・ 1 級路線道路新設改良
- ・ 2 級路線道路新設改良
- ・ 坂東PAハイウェイ・オアシス※関連道路事業

生活道路・橋りょうの改良促進

関係機関との緊密な協議・調整を行い、地域住民と合意形成を図りながら、生活道路・橋りょうの改良を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。

重点事業

- ・ その他路線道路新設改良
- ・ 橋りょう維持事業

3-3-3 上下水道事業経営基盤の強化

経営戦略に基づく持続可能な水道事業の推進

持続可能で強靱な水道事業経営を行うため、財政収支予測や経営戦略等の内容を踏まえ、中長期的な視野に立った経営を進めるとともに、既存施設や管路の計画的な更新・長寿命化を進めます。

重点事業

- ・ 安定供給と将来の事業継続を見据えた広域連携の推進
- ・ 計画的な施設整備の推進

下水道事業(農業集落排水事業※)の地方公営企業会計と ストックマネジメント計画※に基づく管理の実施

公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を目的に、下水道事業計画事業計画区内の汚水管渠普及率を上昇させるとともに、近年頻発化・激甚化する災害に対して市民生活の安全度を高め、下水道施設の持続的な機能を確保するため、老朽化対策、耐震化対策及び耐水化対策を推進します。

重点事業

- ・ スtockマネジメント計画の推進
- ・ 施設の耐震化及び耐水化対策
- ・ 汚水管渠整備事業

3-3-4 良好な住環境の整備

空家対策の推進

地域住民の安全・安心なまちづくりを目指し、人口減少等により増加傾向にある空き家の適正管理や利活用の支援を行うなど、空き家対策の推進を図ります。

重点事業

- ・ 空家対策事業
- ・ 空家等対策計画の見直し及び改定

3-3-5 安全・安心なインフラ整備

公園施設老朽化対策の推進

公園施設の老朽化により、利用禁止、施設自体の撤去等が生じているため、計画的な維持管理を行い、安全で快適な利用確保を図ります。

重点事業

- ・ 公園施設長寿命化対策事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
生活関連道路の満足度（４点満点）	2.11点（R7）	2.5点以上
道路改良率（１級路線）	86.7%（R6）	89.1%
上下水道事業の満足度（４点満点）	2.3点（R7）	2.5点以上
坂東市公園施設長寿命化計画に基づき、必要な改修・更新（健全度C・D）を実施した公園数の割合	—	25%

■ 現況と課題

本市の南東部には、貴重な野鳥や植物、多様な生態系を育む菅生沼があり、首都圏近郊緑地保全区域※に指定されています。菅生沼に隣接する「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」は、首都圏から多くの来館者が訪れ、賑わいをみせています。

本市のごみ処理については、近隣市町と共同運営するさしま環境管理事務組合により事業を行っています。また、し尿処理については、市の公共下水道、農業集落排水事業※を中心とし、区域以外の処理においては、岩井地域では常総衛生組合、猿島地域ではさしま環境管理事務組合において処理事業を行っています。

市内の各家庭から排出されるごみ収集量は、令和5年度で15,731t、市民1人当たり収集量は、年間では300.0kgとなっており、いずれも減少傾向となっています。

また、本市が首都圏近郊に位置し、東京都、千葉県、埼玉県に近接していることや、平地林や田畑が数多く点在している状況から、廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況となっており、警察との連携による対応を進めるほか、市と市民が協働し不法投棄防止により力を入れていくことが求められています。

近年、ヤードと呼ばれる自動車解体施設が急増したことで、平地林や田畑が減少するだけでなく、一部の事業者による無秩序な土地利用などにより居住環境の悪化や今後のまちづくりに影響を与えかねない状況となっています。

なお、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs※:Sustainable Development Goals）が定められ、17のゴール・169のターゲットが位置付けされました。また、令和2年7月28日には、「廃棄物と環境を考える協議会」にて、二酸化炭素の排出抑制に向けたゼロカーボンシティ※宣言を行いました。

■ 重点施策の展開方向

3-4-1 クリーン社会への取組の推進

循環型社会※への取組

一般家庭から排出されるごみの適正な分別を周知・実施することで、資源物リサイクルの推進に努めるとともに、地球温暖化の観点から廃棄物の減量を推進します。

重点事業

- ・ 一般廃棄物処理事業
（資源ごみの有効活用の検討及び自主財源化の推進）
- ・ 家庭ごみの減量化
- ・ 生ごみ処理機等購入補助事業

ゼロカーボンシティに向けた取組

ゼロカーボンシティ※宣言に対する活動に対して、2050年までの二酸化炭素排出ゼロへの活動を推進します。

重点事業

- ・マイボトル用ウォータースタンドの設置

環境保全に関する教育の推進

クリーン社会について、幼少期から身近な自然環境の保全などについて自ら考え、学ぶことで、SDGs※に対する理解や、環境保全に関する理解を深める教育を推進します。

重点事業

- ・小中学生や市民への環境保全の啓発
- ・クリーン坂東の実施

3-4-2 豊かな地域資源※の保全

豊かな自然環境を守る取組の推進

環境基本計画に基づき、平地林や水辺空間など、本市の貴重な自然環境の保全に努め、景観を保護します。

重点事業

- ・河川水質及び底質検査

未来へ残す良好な自然の保全

市民の健康を守るため、関係機関と連携しながら適正な廃棄物処理を行うことで、公害防止対策を推進します。

環境に関する関連法令の遵守と、工場や事業所等に対して、必要に応じて情報提供や指導を行います。

重点事業

- ・公害対策
(特定施設設置事業者の適正な指導)

3-4-3 不法投棄対策の推進

共同で取り組む不法投棄対策の推進

犯罪行為である不法投棄を本市・茨城県・警察・市民など協働で防止対策を図ります。

重点事業

- ・不法投棄対策
(土砂や産廃の不法投棄監視の強化)

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
1人1日当たりごみ排出量	898 g/人日 (R6)	859 g/人日
CO2削減効果	994kg-CO2 (R6)	3,994kg-CO2
ごみの再生利用率	19.6% (R6)	24.6%
河川水質環境基準達成率	85% (R6)	100%



方針 5

市民とともに進める都市マーケティング (人口政策・シティプロモーション・情報の発信)

■ 現況と課題

市外からの来訪者を増やしたり、移住・定住などを進めたりしていくためには、まちの情報や魅力を市外の方に知っていただくことが重要であることから、近年、「シティプロモーション※」の考え方が浸透してきています。

本市では、平成27年度に「坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住・定住の促進やシティプロモーションを推進してきました。令和4年に策定された「第2期戦略プラン」からは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を盛り込んで一体的に策定し、密接に関連付けることにより、より効果的に施策の推進を図っています。

また、本市の魅力を発信するため、市のホームページ等を活用して、動画等による情報発信をしています。今後は、本市の魅力や情報を市内外へ効果的に発信することで、知名度の向上や交流人口の増加などまちの賑わいを充実させることが求められています。

■ 重点施策の展開方向

3-5-1 人口政策の推進

移住・定住の促進

既存資源等を活用した良好な住環境の整備、主に若年層の経済的負担軽減を図る生活支援制度の充実、雇用創出や子育て支援による魅力ある地域づくり等の取り組みにより、本市へのU・Iターン※や地元での定住を促進します。

重点事業

- ・ 子育て世代定住促進奨励金
- ・ わくわく茨城生活実現事業
- ・ 工業団地人材確保移住奨励金
- ・ 奨学金返還支援補助金
- ・ 医療福祉職奨学金返還支援補助金

3-5-2 地域の魅力発信（シティプロモーション）

地域の魅力発信（シティプロモーション※）

本市に潜在する新たな魅力を探るとともに、発見した魅力について関係機関との協働により戦略的に発信することで、まちのブランド化と関係人口※の創出・拡大に取り組めます。

重点事業

- ・各種メディア・SNS※等への発信の推進
- ・ふるさと納税事業への取組

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
移住・定住の促進の満足度（4点満点）	2.04点（R7）	3点以上
市公式SNSのフォロワー数	5,970人（R6）	11,500人
ふるさと応援寄附受入額	150,069 千円 （R7）	500,000 千円



仕事づくり戦略プラン

1 「仕事づくり」の基本方針

急激な人口減少、少子高齢化が進行する中で、誰もが自分らしく活躍できるよう、農業、商業、工業等のあらゆる分野において、自身が活躍する場を選択できる「仕事づくり」を進めることが必要です。

本市の基幹産業である農業分野では、利根川沿いの肥沃な大地でつくられる坂東ブランドの米や生鮮野菜、さしま茶などの豊かな農産物や特産物を活かした競争力のある農業を目指すことが必要です。

また、工業、商業、観光等の分野においても、分野を超えて連携し、雇用の拡大や地域経済の活性化に繋げることが必要です。

「仕事づくり」では、3つの基本方針を設定し、農業の振興や担い手の育成に取り組むとともに、圏央道坂東ICの交通利便性をいかし、企業の誘致などの雇用の場の創出、PR強化による観光集客の拡大などを図り、誰もが活躍できる仕事づくりに取り組みます。

～「仕事づくり」の基本方針～

方針 1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成

方針 2 圏央道の交通利便性をいかした産業活性化

方針 3 新たなひとの流れをつくる観光と交流

方針 1

坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成
(農業の振興、農業基盤整備)

農業は、本市の基幹産業であるため、懸念される後継者不足に対する施策に取り組み、育成支援を推進するとともに、生産基盤の強化による生産性の向上を図ります。

また、商業、工業、サービス業など産業分野全般と連携した6次産業化※に取り組み、新商品の開発等により農業の高付加価値化を進めるとともに、地元野菜のPR強化や、本市から世界へ発信された歴史を持つさしま茶などの特産品が有するブランド力や付加価値を通じて、農業全般の活性化を図ります。

方針 2

圏央道の交通利便性をいかした産業活性化
(工業、商業・サービス業、消費者の保護・育成、雇用・労働)

圏央道は、令和8年度に4車線化の完了が予定され、利便性の向上が見込まれることから、圏央道利用による都心へのアクセス性をいかした工業団地等への企業誘致や地域の整備、空き店舗等の有効活用などにより、本市の商工業の活性化に取り組みます。

また、市内での新規創業者への支援や地域連携による新たな商品の開発、新産業を創出する取組を支援します。更に消費者保護の観点から、犯罪行為等による消費者被害や消費生活全般に対し、適切な情報提供に努めます。

方針 3

新たなひとの流れをつくる観光と交流（観光、交流）

圏央道坂東ICの周辺開発に伴う坂東PAハイウェイ・オアシス※事業を推進し、整備効果を十分に活かして地域の活性化を図ります。

菅生沼などの豊かな自然や平将門公の関連史跡のほか、「秀緑」「坂東将門の里」等の観光交流施設やミュージアムパーク茨城県自然博物館などの博物館施設、本市の基幹産業である農業や特産品であるさしま茶など、地域資源※を効果的・積極的に利活用した「坂東ブランド」のPR強化に取り組み、観光集客の拡大を目指します。

また、様々な地域や団体等と連携、協力し、平将門公等の地域の歴史・文化などの地域資源を活用したイベント等を開催し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。

2 重点施策と重点事業

方針 1

坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成 (農業の振興、農業基盤整備)

■ 現況と課題

本市は、主に首都圏に出荷する野菜の主要な生産地となっており、特に夏ネギ、春レタスの収穫量は日本一となっています。

しかし、一方では本市農業を取り巻く状況は、高齢化等による農業従事者の減少を受け厳しさを増しており、本市の総農家数の推移においても、平成12年の4,209戸から令和2年には2,326戸と減少は顕著となっており、本市農業の代表的担い手として位置付けられる認定農業者数も年々減少傾向となっています。そのため、早急な担い手の育成・確保が求められています。今後は、担い手・労働力の確保を図るため、ロボットやAI※・ICT※等を活用することにより、データの分析結果を基にした農業経営や、6次産業化※による取組などを進めることが求められています。

本市農業への理解と関心を深めるとともに農産物の魅力を市内外に発信するため、市内小学生を対象に特産品のさしま茶に親しむ機会として「さしま茶ふれあい学習」を毎年開催しているほか、「全国ねぎサミット」への参加や大消費地東京での「野菜即売会」を開催し、地元生鮮野菜のPRなどに取り組んできました。

今後は、茨城県の銘柄産地の指定を受けている夏ネギ、春レタスなどの生鮮野菜や、さしま茶などの坂東ブランドの知名度向上に向けて、積極的なPRを戦略的に進めていく必要があります。更に、将来に向けて農業の可能性を拡げるため、特産物を活用した新たな商品開発や新たな分野での活用などに取り組んでいく必要があります。

4-1-1 農業の担い手の確保・営農支援の充実

農業の担い手の確保

次代を担う農業者を志す就農希望者や新規就農者に対し支援を行い、基幹産業の維持や拡大を行います。

重点事業

- ・新規就農者育成総合対策経営発展支援事業・経営開始資金
- ・農業後継者育成奨学金事業
- ・経営体育成支援事業

営農支援の充実

農業協同組合や農業改良普及センターなどの関係機関と連携した農業者支援を行うとともに、農業者団体等の地域農業の発展や育成に対する取組の充実を図ります。

重点事業

- ・農業経営基盤強化資金利子助成事業
- ・農業団体育成事業

4-1-2 未来へつなぐ農業基盤の構築

農地の集積推進

地域計画の具現化及び農地の集積・集約化を円滑に進め、意欲的な農業者へ農地の有効利用や農業経営の効率化を図り、農作業効率の向上、コスト削減、遊休農地の発生抑制などを目指します。

重点事業

- ・農地中間管理機構集積事業
- ・畑地帯総合整備事業

4-1-3 地元農産物のPR強化

魅力ある坂東ブランドづくりとPR強化

銘柄産地の指定によるブランド力の向上を図るとともに、販路の拡大や消費者への有効なPRを行い、生鮮野菜やさしま茶などの坂東ブランドの定着を図ります。

重点事業

- ・全国ねぎサミットへの参画
- ・野菜即売会への参画
- ・デジタル技術を活用したブランド力の向上

次世代の農業経営についての方策

農業の将来を力強く担い、発展させるために、農商工連携による新たな加工品や新商品の開発など6次産業化※等による「儲かる農業」への取組を検討し、新たな可能性を探ります。また、気候変動の影響を考慮した環境面に配慮した農業の推進を図ります。

重点事業

- ・「儲かる農業」への取組推進
- ・環境保全型農業の推進

農業の魅力を子どもたちへ継承

特産物の持つ魅力や歴史的背景などについて、茶摘み体験を始めとする学びの機会を通して、次世代を担う子どもたちへ継承します。

重点事業

・さしま茶ふれあい学習の実施

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
認定農業者数	376人 (R6)	400人
就農青少年数	31人 (R6)	60人
遊休農地面積	112ha (R6)	100ha
認定農業者になった後継者数	7人 (R6)	10人



■ 現況と課題

本市では、既存の2か所の工業団地に加え、近年新たに整備した坂東インター工業団地を中心に企業の立地が進んでいます。さらには、令和4年に、茨城県施行による工業団地「フロンティアパーク坂東」が事業決定し、整備が進んでいます。

令和7年10月時点で「沓掛工業団地」に5社、「つくばハイテクパークいわい」に17社、「坂東インター工業団地」に18社が立地し、またフロンティアパーク坂東では2社がすでに立地を決定していることから、本市の雇用機会の拡大と財政基盤の強化に効果を上げています。

圏央道4車線化については、令和8年度の完了が予定されており、この整備効果を、本市の工業・商業・サービス業の発展に繋げていく必要があります。特に、圏央道坂東IC周辺においては、積極的に産業系の土地利用を誘導し、産業活性化に活用することが重要です。

企業誘致については、更なる企業の立地需要に応え、雇用機会の拡大と財政基盤の強化を図るため、積極的に推進することが重要となっています。特に、地域の特性をいかし、周辺産業との連携強化による積極的な企業誘致を進めるとともに、新たな地域産業の創出に向け、事業者に対する支援体制の整備を進めていく必要があります。

同時に、商工会やハローワークなどとの連携により、地域の安定した雇用を創出していく必要があります。

また、誰もが安心して消費生活を送ることができるよう、関係機関と連携しつつ、消費者の保護を進めるとともに、必要な情報提供等を行っています。

4-2-1 工業団地への早期の企業誘致

工業団地の整備促進

都心に近い地理的優位性や圏央道の4車線化等による利便性を有効に活用し、茨城県が施行する工業団地「フロンティアパーク坂東」や神大実地区地区計画区域等への産業集積を推進します。

重点事業

- ・ 山地区工業団地整備事業（フロンティアパーク坂東（県施行））
- ・ 神大実地区地区計画の推進



企業の誘致促進

本市の魅力や企業立地に係る様々な支援制度を多くの企業に対しPRし、企業誘致の推進と積極的な設備投資を促進することで、市内雇用の拡大と財政基盤の強化を図ります。

重点事業

- ・企業立地推進事業
- ・工業誘致奨励金事業

4-2-2 企業の活性化の推進

新規起業への支援

新たな起業を支援し、地域の活性化を推進するとともに、商店街等の空き店舗等の有益な利活用について取組めます。

重点事業

- ・創業支援事業
- ・空き店舗等の利活用

4-2-3 安心できる消費者情報の確保

消費者生活の安心の確保

市民の消費生活全般の相談を受け付け、詐欺等による犯罪行為への啓発や注意喚起を促すことで、生活に係る安心を確保します。

重点事業

- ・消費生活センター事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
工場誘致奨励金新規交付企業数（計画期間内）	0 社（R6）	5 社
工業団地立地企業の雇用者数	3,754 人（R6）	3,900 人
創業支援事業費補助金の交付件数	2 件（R6）	8 件

■ 現況と課題

市内には、平将門公ゆかりの史跡や逆井城跡公園などの歴史的資源や、コハクチョウが飛来する菅生沼などの豊かな自然資源があります。

菅生沼に隣接して整備されているミュージアムパーク茨城県自然博物館へは、市内だけでなく、市外からも多くの人が訪れ、市の主要な観光資源となっています。

市内への観光客は年間70万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の落ち込みもあり、令和6年は60万人となっています。

今後は市固有の既存資源を守り、活用するとともに、新たな魅力を発見・発信することで本市の交流人口を増やし、賑わいの創出に向けた効果的な取組が求められます。

市内には市民音楽ホールと図書館を併設した総合文化ホール「ベルフォーレ」や、資料館や図書館等を併設した「坂東郷土館ミュージズ」などが存在し、文化・芸術活動の拠点となっています。

イベント等においては、「坂東市将門まつり」、「坂東市逆井城まつり」など、一年を通じて様々なイベントを開催しています。

中心市街地では、昔の酒蔵をリノベーション※した観光交流センター「秀緑」や、ぼんどう応援市及び各商店街のイベント事業などにより集客力の向上に取り組んでおり、引き続き商工関係団体等と協働して盛り上げていく必要があります。

これらの既存資源、文化施設等については、将来的な財政予測や人口減少社会を見据え、より効果的・効率的な利活用や施設運営を進めていく必要があります。

圏央道4車線化が現在進行中で、本市へのアクセス向上が見込まれる中、より多くの人に本市を訪れてもらい、本市の魅力をより多くの人に知ってもらうためには、戦略的プロモーションやPR活動を展開していくとともに、観光客受け入れ態勢の充実を図る必要があります。

特に、圏央道坂東IC周辺においては、坂東パーキングエリア(以下坂東PA)に併設する坂東PAハイウェイ・オアシス※等の整備を進めており、これにより交流人口の増加を図るとともに、地域資源※を最大限活用し、積極的に地域情報を発信していく必要があります。

4-3-1 坂東PAハイウェイ・オアシスを活かした活性化の推進

計画的な観光まちづくりの推進

坂東PAハイウェイ・オアシスについて、民間企業の企画・経営能力を活用した官民連携事業の導入等、効果的な事業手法により、知名度の向上や交流人口の増加を図るとともに、再訪したくなるような魅力ある施設の整備、運営を図ります。

重点事業

・坂東PAハイウェイ・オアシスを活かした活性化の推進

4-3-2 地域資源等をいかした観光まちづくりの推進

観光誘客の推進と受け入れ態勢の充実

平将門公関連史跡、逆井城跡公園等の観光資源や、菅生沼を始めとする豊かな緑や水辺に恵まれた本市の自然環境をいかすとともに、市民との協働により観光誘客の推進に取り組めます。

重点事業

- ・坂東市観光PR事業
- ・観光客受入環境の整備
- ・坂東市ボランティアふるさとガイドの会の育成・支援
- ・体験型ふるさと応援への取組（ふるさと納税事業）
- ・坂東市観光協会事業

既存資源の利活用推進

近隣市町との連携により、交流人口の増加を目指すとともに、本市の魅力ある既存資源を活用した観光モデルの開発を進めます。

重点事業

- ・観光モデルコースの開発
- ・観光交流施設の利活用
- ・産業経済交流施設運営事業

中心市街地の活性化

各種イベント等の実施による中心市街地のにぎわいの創出を目指すとともに、市民との協働により魅力ある中心市街地を維持します。

重点事業

- ・商店街活性化支援事業
- ・集客イベント事業

重点施策の目指すべき指標

指標名	現状値	目標値
圏央道をいかした事業への推進の満足度（4点満点）	2.18点（R7）	2.5点以上
観光入込客数※	604,000人（R6）	800,000人
観光・交流の振興に対する満足度（4点満点）	2.15点（R7）	3点以上
商店街が主催する各種事業への補助回数	7件（R6）	12件